

## 建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領

(令和6年1月15日訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、建設関連業務委託に係る契約について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を定める契約)

第2条 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する予定価格が50万円以上（消費税額及び地方消費税額を含む。）の建設関連業務委託とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額（1,000円未満切捨て）を基に算出するものとする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

2 業務の性質上前項の規定により難しいものについては、10分の6から10分8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札担当者は、前条の規定による最低制限価格を設定する場合には、その旨を当該入札に参加させようとする者に周知しなければならない。

(最低制限価格による判定)

第5条 入札執行者は、開札の結果、第3条の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	直接調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額